

求人票【児童養護施設 美深育成園】（資格なし〔指導員補助〕）

ふりがな 法人名	しゃかいふくしほうじん びふかいくせいえん <b>社会福祉法人 美深育成園</b>	法人本部 所在地	〒098-2214 北海道中川郡美深町字敷島283番地 [TEL/FAX] : 01656-2-1554
代表者	理事長 長野 正稔	URL	https://bifukaikuseien.hjk.ne.jp/
運営事業所	第一種 社会福祉事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童養護施設 美深育成園</li> <li>地域小規模児童養護施設 星の家（稚内市）</li> <li>地域小規模児童養護施設 旭の家（東川町）</li> <li>地域小規模児童養護施設 空の家（東川町）</li> </ul>	
	第二種 社会福祉事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>美深子ども家庭支援センター</li> <li>児童自立生活援助事業所 サポートびふか</li> </ul>	

勤務地	児童養護施設 美深育成園 (所在地に同じ)	雇用形態	正職員
シフト	① C)14:00～22:00→宿直)22:00～5:00→A)5:00～13:00 ② B)11:00～19:00 ③ D)12:00～20:00 ※ A), B), C), D)は7時間勤務（休憩1時間） ①～③のシフトの組み合わせによる勤務	応募条件	普通自動車運転免許（AT限定可）
	休日	週休形態 4週6休 年間休日数 93日（リフレッシュ休暇15日含） 有給休暇日数 10日（以降、法定付与に従う）	加入保険 健康保険 厚生年金 雇用保険 労災 退職金制度 ①福祉医療機構 ②道民間社会福祉事業職員共済

【職種：児童指導員補助】				
賃金		高校卒	短大・専門卒	<ul style="list-style-type: none"> <li>宿直手当 4,000円/1回</li> <li>通勤手当 片道2km以上で実費支給（上限8,000円）</li> <li>寒冷地手当 51,700円～131,900円（毎年10月に支給）</li> </ul>
	基本給	177,500円	180,200円	
	特殊業務手当	8,875円	9,010円	
	民改費	15,000円	15,000円	
	処遇改善手当	14,000円	14,000円	
	合計	215,375円	218,210円	
賞与 (6月、12月支給)	4.50ヶ月分（夏2.25ヶ月/冬2.25ヶ月） ※採用初年度は2.70ヶ月分（夏0.5ヶ月/冬2.2ヶ月）			
その他	敷地内に単身者用職員住宅あり（5,000円/月、水道光熱費・灯油は自己負担）			

応募書類	履歴書、職務経歴書	試験内容	書類選考・面接
応募方法	電話またはMailにてご連絡のうえ、上記応募書類を法人本部まで郵送してください。 書類確認後、面接の日程等について事務局より連絡いたします。		
人事担当	事務局長 寺田 充 [TEL] 01656-2-1554	[Mail] bihukaikuseien.office-head@if-n.ne.jp	

特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>本業務へ従事するにあたっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。</li> <li>特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めます。</li> </ul>
------	---

※ 応募される前に就職説明会または施設見学会に参加されることをお勧めしております（※参加により内定を確約するものではありません）。日程等につきましては、ホームページやインスタグラムでご確認ください。



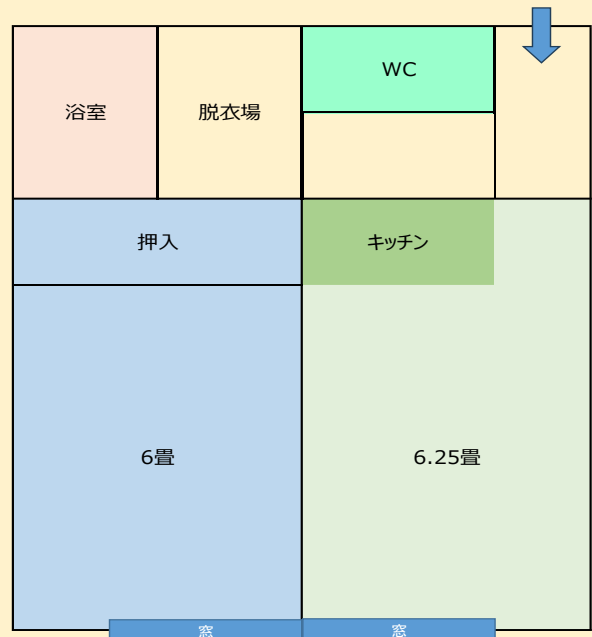
## 職員住宅

*Staff Housing*

< 単身者用職員住宅 >

1LDK バス・トイレ別

- ・家賃：5,000円／月
- ・電気・水道・灯油は自己負担
- ・駐車場：敷地内有り（無料）





# 児童 指導員

になるためには？

「児童指導員任用資格」が必要です

※任用資格って？

該当する職務に任用されることで初めてその効力を発揮する資格です。その職に就いていなければその職位を名乗ることはできません。

## ① 大学・大学院・指定養成施設を卒業する

- 1) 四年制大学で社会福祉学や、心理学、教育学、社会学を専修する学科を卒業する
- 2) 大学院で社会福祉学や、心理学、教育学、社会学の修士号、博士号を得る
- 3) 都道府県知事の指定する養成施設を卒業する  
※短期大学は大学卒業に含まれません

## ② 高校卒（高卒認定試験合格含む）・短大卒で、児童福祉法に基づく事業で2年且つ360日以上の実務経験を積む

## ③ 高校を卒業していない場合は、児童福祉法に基づく事業で3年且つ540日以上の実務経験を積む

②、③について：児童福祉法に基づく事業とは、第一種社会福祉事業（乳児院、児童養護施設、障がい者入所施設など）と第二種社会福祉事業（放課後デイ、保育所・幼保連携型認定こども園、児童発達支援、障がい児通所支援事業など）です

## ④ 教員免許を取得（幼稚園、小学校、中学校、高等学校）

## ⑤ 社会福祉士または精神保健福祉士の資格を取得